

III. 外国の研究機関等への委託事業

外国の研究機関等への委託事業

第1．委託事業の目的

エイズ対策研究を実施するにあたり、外国の研究機関等で実施した方が効率的な調査研究及びわが国では困難な研究の開発等を委託することによりエイズ対策研究の一層の推進を図る。

第2．委託の対象

エイズ対策研究事業の対象となる研究代表者の研究課題の分野において、外国の研究機関等で実施した方が効率的な調査研究及びわが国では困難な研究の開発等を委託することにより当該研究の成果が期待できるものとする。

第3．委託申込者

委託申込者は、対象となる研究課題（若手育成枠は除く）の研究代表者又は研究分担者であること。

委託申込者は、本事業が円滑に実施されるための事務手続き及び運営管理の責任を負うものとする。また、本事業に関連して発生した問題においては主体的にその解決に取り組むこととする。

第4．委託期間

会計年度を単位とする1ヶ年間の範囲内とする。

第5．エイズ対策研究推進事業運営委員会

エイズ対策研究推進事業運営委員会においては、募集、選考について検討するほか、1年に1回研究実績を評価する。また、必要に応じて、研究進捗状況を評価することがある。

第6．委託に要する経費

予算の範囲内で財団が負担する。

第7．委託費の支給方法

委託費の支給は、財団と外国の受託研究機関等との契約に基づき、受託研究機関等の請求により、その指定する銀行口座に送金することによって行うものとする。

第8．応募の手続き

外国の研究機関等への委託事業に応募する研究代表者は、次に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) 委託申請書 (様式1)
- (2) 委託を希望する外国の研究機関の受託内諾書 (様式2)

応募申請の採用の可否について、財団は申請者・委託申込者あてに文書で通知するものとする。

なお、財団からの採択通知を受理した委託申込者は、財団と外国の受託研究機関等との委託契約書（様式3）の締結のため手続きを速やかに行うとともに、委託費用振込預金口座届出書（様

式4)を提出するものとする。

第9. 研究報告等

委託申込者は、委託期間終了後1ヶ月又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、委託成果報告書(様式5)および委託決算報告書(様式6)を財団に提出しなければならない。

第10. 研究の成果

財団は、委託研究事業により得た成果を、エイズ研究及びエイズ対策に資することとする。又、受託機関は、成果の利用について同様の権利を有する。

なお、上記については法律的な問題が生じた場合のため、財団は顧問弁護士を置くことができる。

第11. その他

本事業採択後において、財団が指示する書類の提出及びその期限を守らないなど、事業の円滑な実施に支障を来す者については、採択の取り消し(委託費の返還を含む)を行うこともありますので十分留意して下さい。